



地域自立支援協議会
活性化のための事例集

地域自立支援協議会 活性化のための事例集

平成22年度障害者総合福祉推進事業
「自立支援協議会の活性化に向けた事例収集と
ガイドラインの作成」報告書

特定非営利活動法人
北海道地域ケアマネジメントネットワーク
(北海道CMネット)

平成22年度障害者総合福祉推進事業
「自立支援協議会の活性化に向けた事例収集とガイドラインの作成」報告書
地域自立支援協議会 活性化のための事例集



平成23年(2011年)3月発行
発行：特定非営利活動法人 北海道地域ケアマネジメントネットワーク
(北海道CMネット)
〒064-0808 札幌市中央区南8条西2丁目「アウ・クル」304A
TEL/FAX：011-521-8551
E-mail：hcm-net@bb.rainbow.ne.jp
URL：http://www3.rainbow.ne.jp/~hcm-net/

はじめに

我が国の障がい者施策は平成18年4月に施行された「障害者自立支援法」によって変化の時代に入りました。身体・知的障害に加えて精神障害が、その後発達障害や高次脳機能障害の方々が、そして今、障害の種別を問わないとして特定疾患などと児童から成人への継続支援を含む多様な障害・疾病を持つ国民を対象とする新たな法改正の検討が進んでいます。

もっとも大きな変化は家族と施設の支援が主であった障がい者の生活は、今後本人意向中心の地域生活となることです。その実現に向けて、全国の市町村に暮らす障がい者に必要な生活支援を官民協働で行うこととなりました。これを実行あるものにするためには情報を共有し、支援の方法を検討し、必要な資源の運用と開発に取り組み、本人に身近な相談の体制を整備することなどを協議する場が必要となりました。ここに自立支援協議会が制度化され4年が経過したのです。相談支援事業が中心となって個別の支援検討から地域課題を共有化する過程を経て、部会などにおいて実現化への官民協働作業に取り組むという、今までの行政が作ってきた一般的な協議会の組織役割とは多少趣の異なったものであることが特徴でありました。どのように組織化すればよいのか、作ったもののどのように運用すべきなのか、といった声は全国から聞こえてきました。結果的にすべての市町村には未だ作られず、できても形骸化しているとの評価のところもあり、法改正によって改めて法定化された自立支援協議会をもう一度原点に戻って見直すことが必要ではないかと考えられてきました。

自立支援協議会に関する調査研究は4年目を迎えました。今年度は「自立支援協議会の活性化に向けた事例収集とガイドラインの作成」をテーマとして、都道府県アンケート、市町村ヒアリング、全国セミナーの開催等に取り組みました。ここに、全国市町村に対し自立支援協議会の運営に参考としていただきたく事例の紹介とガイドラインを提供いたします。

最後に、本事業に協力いただいた多くの方々と、本事業の委員をお引き受けいただき、全国へのヒアリング、全国セミナーなど調査研究に取り組まれた皆様にこの場をかりてお礼申し上げます。

この報告書は全国の市町村と関係者に配布されます。障がいや疾病を持つ人々が安心して暮らすことができる地域づくりに役立つことを切に願います。

平成23年3月吉日

特定非営利活動法人

北海道地域ケアマネジメントネットワーク

代表理事 門屋 充郎

本書の構成と使い方

本書は、自立支援協議会の活性化に向けて、日々悩みつつ邁進している関係者の皆様に、運営のヒントとして活用いただくことを目的に作成しました。

各章のねらいは以下のとおりです。

● ● 構 成 ● ●

● ● ねらい ● ●

第1章 自立支援協議会とは何か ……

「そもそも自立支援協議会とは何か？なぜ必要か？」
それを考えるために「障害者の権利」や「相談支援の役割」を再考

第2章 運営評価指標とその活用 ……

「自分たちの協議会はどんな発展段階にある？」
現状分析して今後のステップアップにつなげるための運営評価指標（案）を紹介

第3章 現実の壁と活性化への気付き ……

「設置が進まない、運営がうまくいかない背景にあるものは・・・？」
まちが抱える現実の壁と、それを踏まえた活性化への気付きを検証

第4章 活性化のヒント ～モデル事例の紹介～ ……

「活性化の秘訣とは？」
全国から収集した事例から、活性化のヒントを探る

・ Index ……

まちによって課題はいろいろ。興味あるテーマ（事例）を探すためのインデックス

～こんなことで「困ってます」「行き詰まっています」から読みたい事例を探す～

・ モデル事例の紹介 ……

委員会にてヒアリング調査を実施した8事例を紹介

・ 都道府県推薦事例一覧 ……

都道府県アンケートにて推薦いただいた63事例を一覧表で紹介

まとめ

CONTENTS

	はじめに	1
	本書の構成と使い方	2
第1章	自立支援協議会とは何か	5
第2章	運営評価指標とその活用	13
第3章	現実の壁と活性化への気付き	21
第4章	活性化のヒント～モデル事例の紹介～	27
Index～こんなことで「困っています」「行き詰ってます」から読みたい事例を探す～		
モデル事例の紹介		
	那須塩原市地域自立支援協議会〔栃木県〕	34
	千葉市地域自立支援協議会〔千葉県〕	40
	新潟市障がい者地域自立支援協議会〔新潟県〕	46
	柏崎刈羽地域障害者自立支援協議会〔新潟県〕	52
	鳥羽市地域自立支援協議会「トバ！鳥羽チャレンジ」〔三重県〕	60
	倉敷地域自立支援協議会〔岡山県〕	66
	板野郡自立支援協議会〔徳島県〕	74
	津野町自立支援協議会〔高知県〕	80
	都道府県アンケートによる推薦事例の紹介	86
	まとめ	107
	委員名簿	109

第1章 自立支援協議会とは何か

本章では、「そもそも自立支援協議会とは何か」を考えるにあたり、機能や構成を教科書的に示すのではなく、政策や実践手法の変化を貫く普遍的な問題を、私たちはどのように見据えておく必要があるのか、またそのことを協議会の運営にどのように反映すべきなのかを、以下の項目により確認していくこととする。

1. 新たな仕組みと普遍的な問題
2. 障害者の権利
3. 支援者としての姿勢
4. 障害者福祉の制度と障害者の権利
5. 相談支援の役割
6. 自立支援協議会とは何か
7. おわりに

1 新たな仕組みと普遍的な問題

この十数年、障害者福祉をめぐる情勢はめまぐるしく変化をしてきた。支援費制度から障害者自立支援法への移行、そしてまた新たな制度（障害者総合福祉法（仮称））の制定に向けた議論が進行している。こうした動向は、単に制度の仕組みが変わるということではなく、同時に当事者も関係者もその「新たな」方針にしたがった対応を迫られるということを意味している。それはしばしば、矢継ぎ早に出される施策への戸惑いや、生活が再び変化することへの不安、「新しい」ものを吸収することの難しさなど、総じて当事者にとっても関係者にとっても「振り回されている」というネガティブな感覚を生み出しているようにも思う。むろん、行政であれ民間であれ、その変化にいつの時も真摯に対応してきているわけだが、国の政策動向に強く影響を受け、その方針に従った対応からは、やはり戸惑いと混乱が見られることは否めない。

2006年4月に施行された障害者自立支援法にもとづく「地域自立支援協議会（以下、協議会）」も、そのひとつである。『第2章「運営評価指標とその活用」』で見ると、その位置づけとあ

り方をめぐっては、例えば「協議会を設置する意味が分からない」「構成メンバーが協議会の目的を共有できていない」「協議すべき事項が確認できない」「会議の必要性を理解できない」等、今のところ混沌とした状況が各自治体の協議会で見られている。いずれも、国が主導して設置を促した「新しい」ものに対する戸惑いの表れと言えよう。本冊子は、そうした協議会の現状に対してテコ入れし、何とか活性化させたいという願いをもつてつくられている。換言すれば、協議会は障害者の地域生活と権利擁護（権利の主体としての）を具現化するための要の仕組みになり得る、という信念を私たちはもっているということでもある。そういう意味では、この冊子もまた押しつけになる可能性をもつかもしれないが、しかしながら、次に見るように、協議会がもつ本来の意義は単に国の方針に従って進めるという性質のものではない。

「新しい」ということと言えば、地域自立支援協議会もたしかに新たに導入された仕組みである。しかし、少なくともそのねらいとしているところを見れば、必ずしも新しい事柄を問題としているわけではないことは明らかであろう。特に、障害者の権利擁護をめぐるのはこれまでも繰り返し取

りあげられてきたことであるし、また、協議会の目的（施行規則第65条の10及び障害福祉計画の基本指針）そのものも、地域福祉あるいは「地域づくり」という点で古くから取りあげられ課題とされてきたことである。さまざまな社会問題を取り扱う社会福祉は、「必ずしも単線型で発展しているわけではなく、繰り返し問題が提起され、繰り返し類似の政策、実践手法が試みられるという側面をもつ（岩田、2010、p1）」という点では、一見「新たに」導入されたように見える協議会は、それが扱おうとしている問題が新しいのではなく、過去から継続している「普遍的な問題」への対処方法、実践手法が「新たに」位置づけられたということであろう。重要なことは、政策にしろ実践手法にしろ、そのように新たに变化する側面と、そうした変化を貫いて見いだされる普遍的な問題の両面をきちんと見据えていかないと、実質的な障害者の地域生活も権利擁護もうまくは進展しないと思われることである。

言うまでもなく、地域自立支援協議会は「障害者が権利の主体として地域であたりまえに生活ができる」支援体制を関係者が協議する場である。すでに、その場と条件は用意されている。また、具体的な運営の仕方については「自立支援協議会の運営マニュアル」（日本障害者リハビリテーション協会、2008）として示されている。本章では、そうした国が示した協議会の目的や運営マニュアルの内容をあらためて解説するのではなく、上述した観点のように、政策や実践手法の変化を貫く普遍的な問題を、私たちはどのように見据えておく必要があるのか、またそのことを協議会の運営にどのように反映すべきなのかを述べるものである。「障害者が権利の主体として地域であたりまえに生活ができる」こととは、とりもなおさず私たち自身が障害者を権利の主体として理解し、私たちには障害者の地域生活を支える「義務」があるということをきちんと認識することである。それはあまりに当然のことなのかかもしれないが、しかし協議会の形骸化が懸念されている現時点において、今一度その基本は確認しておく必要があるように思われる。障害者の権利擁護も地域生活も、

仕組みや形だけで自動的に進展するものではないからである。

2 障害者の権利

(1) 障害者の権利とは何か

障害者の権利に関しては、「障害者の権利に関する条約」をはじめ歴史的にいくつか重要な動向を押さえておく必要があるが、そうした「障害者の権利」という表現についてまずは確認しておきたい。すなわち、「障害者の権利」というと何か特別の権利を想定してしまいそうであるが、そこでいう権利とはまったくそうではなく、障害のあるなしにかかわらず誰もが生まれながらに当然に有している権利のことである、という点である。人間が人間として当然持っている権利のことを基本的人権と言ひ、日本国憲法ではこれを侵すことのできない永久の権利として保障している。思想・信教の自由などの自由権、自由権を現実に保障するための社会権がそうである。障害者の権利とかその侵害というときには、その基本的人権が保障されていない状態のことを言うのであって、その意味ではそのまま「人間としての権利」とか「その侵害」と言った方が正確である。しかしながら、「障害者の権利」という表現は、これまでの障害者の問題をめぐる歴史のなかで一般的にも使われてきたし、その表現には、人間としての当たり前の権利を保障されることが、障害者にとっていかに困難であるかという意味を汲み取ることもできるように思う。いずれにしろ、障害者にとってそれは特別の権利なのではなく、この社会で生きる私たちみんなが享受できる／している権利のことであり、したがって、権利をめぐる問題は障害者の社会生活のなかで多様にかつ複雑な形をとって立ち現れてくるということだろうと思う。

(2) 障害者の権利をめぐる動向と課題

そうした障害者の権利をめぐる重要なのが、「障害者の権利に関する条約（2008年5月発効）」である。「すべての障害者によるあらゆる人権及び基本的自由の完全かつ平等な享有を促進し、保

護し、及び確保すること並びに障害者の固有の尊厳の尊重を促進する（第1条：目的）」ことを目的とするこの条約は、①障害者を保護の対象としてではなく「権利の主体」としてみる人権の視点、②障害は、個人の問題ではなく社会との相互作用によって生じるという障害の社会モデル的視点、③差別の否定、④私たち抜きに私たちのことを決めないでほしい（nothing about us without us）という当事者の視点をもつ。障害者の権利に関して、包括的に規定したこの条約のもつ意義は大きい。周知のように現在進んでいる制度改革も、この条約の意義をふまえ条約の批准が目標にされていることを考えると、障害者の権利をめぐる大きな進展が期待される場所であるし、またそうしなければならない。

しかし一方で、この条約で言われていることもまた必ずしも「新しい」ことではない。確かに、包括的に権利を規定し、国際的に拘束力を持たせ、さらには社会モデルや合理的配慮などの新たな概念を導入したという点では、これまでとは違った画期的な権利規定であることは明らかである。ただ、障害者の権利に関して本質的なところはすでに言われてきたはずである。言わずもがなと思うが、以下のことを確認しておきたい。

国連は、「戦争は最大の人権侵害である」という認識のもとに、1948年「すべて人間は生まれながらにして自由であり、尊厳と権利において平等である」とする世界人権宣言を採択し、この流れのなかで、最も権利を侵されやすい知的障害者に対して、1971年「知的障害者の権利宣言」を採択した。その第1条で「知的障害者は可能な限り、他の人と同等な権利を有する」と宣言し、地域での暮らしや就労、教育やリハビリテーション、経済的な保障を受ける権利、虐待から守られる権利などをうたっている。そして1975年には、知的障害者の権利宣言の主旨を含め、すべての障害者の権利を擁護するための「障害者権利宣言」が採択されている。

すなわち、これらは理念法（道徳的権利）ではあるものの障害者の権利については繰り返し確認されてきたという事実である。障害者の権利に関

する条約が、今後障害者の権利擁護や地域生活の具体化、あるいはノーマライゼーションの具体化に対して大きな牽引力になるであろうし、またそうしなくてはならないが、ただ障害者の権利に関する条約が成立しそれを批准したからといって、そのみで自動的に進むものでないことはこれまでの経緯が示唆しているように思う。問われていることは、私たち個々人の、市民としての意識や態度なのではないだろうか。障害者の支援に携わる者としては、これら世界的に確認された障害者の権利の内容を理解しておくことは基本的に重要なことである。したがって、その内容や経緯についてはしっかり認識しておく必要がある。しかし、それらの内容を単に「知っている」とか「擁護すべき」という理解だけでは、支援者にとってもまた障害者にとっても実践の場ではあまり役に立つようには思われないのである。

では支援者としてあるいは一市民として、これまでに述べてきたような障害者の権利問題にどう向き合えばよいのだろうか。このことについて書くことはひどく難しい。ただ、様々な権利問題に対して支援者としてとるべき具体的な処方箋は与えられないまでも、実践に対する一つの指針、あるいは道標のようなものはいくつか考えられるように思う。あくまで一つの方向性として、またおこがましきがあることも承知の上で、個々人が実践と思考の間を往復しながら考えてほしいと思うことを3点述べる。

3 支援者としての姿勢

まず第1に、上記で述べたように「障害者の権利」とは、私たちの権利と何らかわるものではないということをきちんとふまえることである。障害者権利宣言なども同じことを言っている。それは、言い方を変えるならば、自分たちの権利とは何かがわからないと、「障害者の権利は何かが語れない」ということでもある。勉強や趣味や旅行のこと、好きな人と好きな場所で一緒に暮らすこと、職業のこと、経済的に安定すること、健康で安心な生活がおくれていること等々、日常のどん

な些細な出来事も、それを当たり前のことと思わずに捉え返すことから始め、日々自分たちの権利に対する感性を養うことがまず大切である。

第2に、そうした自分たちの権利に対し、障害者の権利がまもられていない、あるいは侵害されていると思うことを敏感に捉えることである。ただし、種々の権利侵害をすべて同列に考えるのではなく、その中でも「容認できない」権利侵害とは何かを的確に捉え、それは人間として「容認できない」ときちんと認識できることである。例えば、生の尊厳、虐待、働けないということから派生する経済的困難がそうである。生まれ育った場所を離れ、遠くの施設や寄宿舎に入れられることもそうである。そのような事は「仕方がない」のではなく、やはり「容認できない」ことなのである。この第2の点は、障害者の権利規定として捉えるばかりではなく、「相談支援」やソーシャルワークの基礎を為す視点でもある。具体的には、相談支援やソーシャルワークとしての「価値」である。

そして第3に、そうした権利がまもられていない事態や容認できない権利侵害は、なぜ起きるのかを「考える」ことである。「障害者の権利に関する条約」がもつ一つの視点、すなわち障害は個人の問題ではなく社会との相互作用によって生じるという「社会モデル」は、障害者の権利問題は社会構造的なものと深く関わっている問題であるということを含意している。経済性や効率性のみで眼を奪われてきた私たちの社会が、障害者を地域社会から排除したり、障害者の生の尊厳や贅沢ではないけど安心した暮らしを脅かしているならば、それは社会的な問題として私たちがまず眼を向けなければならない。むしろ、そのことに眼を向けたからといって問題を即解決できるわけではないが、障害者の権利を擁護するということは、権利がまもられていない／権利侵害が起きている背景を知ることから始まるのである。この第3の点も、相談支援やソーシャルワークの基礎を為す視点である。すなわち、「知識」である。

以上の3点が、実践に対する私論としての指針／道標である。なぜ、道標なのかといえば、個別

具体的な支援の場面では、支援者にはその場に応じた様々な対処が求められ、それは、ソーシャルワークとしての相談支援かもしれないし、権利擁護の制度を活用した介入かもしれないし、社会運動かもしれない。いずれにしろ、何らかの実践をするわけだが、その実践とは、第2で述べた「価値」と第3で述べた「知識」が常に支援者の姿勢や態度として体現されるものだからである。いくらこうすべきという処方箋があっても、支援者のもつ価値や知識がしっかりしていなければ、やはり良い実践はできないのである。また、先に権利をめぐる問題は障害者の社会生活のなかで多様にかつ複雑な形をとって立ち現れてくるということを述べたが、人間の生活とはそもそも個々に多様性をもつものである。そうした多様性をもつ人間の生活に対して支援をするということは、必ずしも一つの方法がいつも使えるとは限らないということの意味している。

※相談支援やソーシャルワークにおいては、そうした価値と知識と密接に関連をもつ「技術」の側面がある。これについては「自立支援協議会の運営マニュアル」（日本障害者リハビリテーション協会、2008）が役に立つ。

4 障害者福祉の制度と障害者の権利

支援者としての姿勢の第3点目に、権利がまもられていない背景を「考える」ことの必要性について述べたが、このことにも関連してここでは制度と権利の関係について考えてみたい。本冊子の『第3章「現実の壁と活性化への気付き」』に、「うちの町には障害者はいない」「うちの町には困っている障害者はいない」という関係者一行政側（行政だけでもないと思うが）の意識について指摘している部分がある。まさに協議会の存在意義にかかわる問題だが、ここには障害者福祉の諸制度と障害者の権利との関係で私たちが陥りがちなやや複雑な問題が含まれている。この関係で、ここでは以下の2点について考えておきたい。

まず、“私たちの町（あるいは地域）に障害者

はいない”というのは、むしろ本当にいないのではなく、施設という既存の制度（法的な権利保障）を利用した結果、その町や地域の人々から「見えなくなっている」ということであろう。特に社会資源が偏在している地方では、自分の町に使える資源がないために遠方の施設や養護学校を選択せざるをえないということがあるし、また、資源があったとしても施設入所という形であれば地域からは見えにくくなってしまうということもある。このことは、障害当事者の側からすると、あたりまえに地域で暮らす権利を侵害されているということであり不当な事態と言えるが、しかし一方で、行政の側からすると最低限必要な福祉ニーズ（生存権）は満たしていることにもなり、そういう意味では必ずしも権利侵害にはあたらないということになってしまう。“私たちの町に障害者はいない”ということを臆面もなく言える背景にはこうしたことも関係しているように思われる。いずれにしろ、障害者の権利をめぐることは、それが制度化されている部分と、制度化されていない部分があるということであり、障害者の地域生活や権利保障が容易に進まない背景には未だこの制度化されていない部分、換言すれば法的に権利化されていない部分の大きさがあるということをここではいったん押さえておきたい。

もう一つ、“私たちの町に障害者はいない”ということが孕む側面として、家族の問題が見えていないということがある。使える資源がないなかで障害者のニーズ充足をいったい誰が担ってきたかといえば、それは言うまでもなく家族である。地域や行政が困っている障害者がいないと見えるのは、障害者のニーズを家族が補い、困っている部分を家族が吸収しているからだとも言えよう。周知のように、この家族介護の問題は障害者のことに限らず、高齢者介護のことも含めて日本の社会福祉政策全般の特徴でもあり問題であるわけだが、とりわけ障害者の家族にとってのそれは人生の長期間にわたって生じるということを考えれば、この家族の問題をきちんと捉えることが重要であることは言うまでもない。障害者の生活（ケア）や権利擁護にかかわる制度化されていない部分は、

これまでもそして現在ももっぱら家族が担ってきたということである。「うちの町には障害者はいない」「うちの町には困っている障害者はいない」という言説の背景のひとつとして、しかし、おそらくもっとも基本的な問題としてこのようなことがあることを確認しておく必要がある。

こうした施設への入所も家族による介護も、過去から現在に至るまで障害者の生活を現実的に支えてきた社会資源である。そういう意味では重要な資源であるし、その評価もけっして単純に決められるものではない。しかしながら、「権利の主体として地域であたりまえに生きる」ということに対する私たちの理解は、一人ひとりが“施設でもなくまた家族の介護に頼ることでもなく”、まさに権利の主体として地域で生きていくということであろう。そして、それを支える資源やサービスを創出しながら、地域で生きるということを普遍的な権利として保障しようということであろう。障害者の地域生活と権利擁護をすすめるということはそういう視点に立つことであるし、その視点に立つということは、施設への入所や家族の介護で見えなくなっている障害者の生活を、むしろ「見えるように」しなくてはならないということである。

5 相談支援の役割

地域から見えなくなっている障害者を見るようにすることも、生活のことや権利の問題をみんなで考えることも、一義的には市民ひとり一人が担うべき課題であるが、むしろそれは容易に進むことではない。そこをすすめるためには、そうした地域生活にかかわる問題を明らかにし、みんなで解決することを牽引する役割が必要である。それは、言うまでもなく〈相談支援〉である。

相談支援は、障害者自立支援法において都道府県及び市町村の責務としても位置づけられ、政策的にもその重要性が強調されているところである。ただし、その目的や機能についての説明は、必ずしも統一されているわけではなく、様々な説明や意味づけが見られる。もちろんそのどれもが正し

いのであるが、本章の文脈で捉える〈相談支援〉の目的としては、「権利の主体として地域であたりまえに生きることを支援するために行う相談と実践」、とさしあたり捉えておきたい。

ここで言う「相談」とは、生活する上で生じる個々人の困りごと・不安・悩み等々に寄り添いながら、それを解決する手立てを一緒に考えていくことであり、「実践」とはそのような個々人の気持ちを具体的に形にしていくことや、権利擁護のために「みんな」に向けてソーシャル・アクションを起こしていくことである。それは、上記「3. 支援者としての姿勢」で述べた、相談支援やソーシャルワークの基礎を為す「価値」をふまえた相談と実践である。したがって、障害者自立支援法（第4条17項）で説明されている相談支援の範囲にとどまるのではなく（むしろそれも重要）、それを超えるものである。

相談支援をそのように捉えるならば、障害者の地域生活と権利擁護を具体的に進めていくまさに牽引力であるし、かつ「地域づくり」の要となる。そこでまず、現実的に問われることは、そうした相談支援のもつ意義をきちんとふまえ、自治体（＝行政）として責任をもって自分の町に相談支援を位置づけ整備しているか否かである。そして、法的に規定されているからという理由だけではなく、障害者が地域であたりまえに暮らすためにはそのような相談支援が不可欠なのだと適切に認識することである。一方、相談支援を担う側に課せられることとしては、上述した相談支援の目的と価値をふまえ、障害者の地域生活にかかわる諸問題を明らかにし、みんなで解決しようとする資質と実践力をもつことであろう。こうした取り組みを通して、相談支援の基盤を整備することが必要である。

6 自立支援協議会とは何か

(1) 自立支援協議会の目的

昨年改正された障害者自立支援法（2010年12月3日成立）の第89条の二第2項において、自立支援協議会の目的規定として次のように明記してい

る。「自立支援協議会は、関係機関等が相互の連絡を図ることにより、地域における障害者等への支援体制に関する課題について情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた体制の整備について協議を行うものとする」。ここに記されていることは重要な内容であるし、何より支援体制を協議する場が法的に裏付けられた点で意義がある。

しかし、ここでも自立支援協議会の目的を、本章の文脈に沿って、冒頭でも述べた「障害者が権利の主体として地域であたりまえに生活ができる支援体制に関係者が協議する場」としておく。なぜなら、“情報を共有することも、連携を図ることも、体制整備について協議を行うことも”それ自体が目的なのではなく、あくまで“障害者が権利の主体として地域であたりまえに生活ができる”ことが目的なのであり、そのための情報共有・連携・協議だからである。

さて、この目的に沿って、自立支援協議会ではどのようなことを課題としていけばよいのであろうか。人間の生活とはそもそも個々に多様性をもつものであるから、そこから生じる福祉ニーズも多様であることを考えると、おそらくどのようなことでもいいのだろう。「容認できない」と誰かが感じる事象があるならばそれが優先課題ともなろう。具体的に述べることはなかなか難しいが、ここでは先の4. でふれた、制度と権利との関係を通して、自立支援協議会がもつべき視点のようなことについて述べてみたい。

(2) 制度化の限界

施設への入所や家族による介護で地域から見えなくなっている障害者の生活からは、制度と権利の関係で次のような側面を確認できる。すなわち、①障害者の権利が法的に保障されたものとしてすでに制度化されている、②そうした権利保障として制度化されたものが、逆に権利を侵害してしまう（例えば施設入所や、後見を受けることで選挙権を喪失すること）、そして③未だ権利として制度化されていないという側面である。

生活にかかわる諸施策が制度化されるというこ

とは、生活に必要なことを社会サービスとして位置づけ、そのサービスが社会的に安定して提供されることを意味する。一方、制度化されていないということは、言うまでもなくサービスとして社会化されていないということである。地域で生きるということを普遍的な権利として保障することをめざすならば、この社会化されていないサービスの制度化を求めることになるだろう。しかし、生活に必要なことを制度化するということは、サービスの公平な提供のためにさまざまな基準を導入することになり、本来多様性をもつ個々人の福祉ニーズに対して融通のきかない一律的・硬直的な基準として作用してしまう危険性をもっている(上記②)。権利と制度の関係におけるジレンマである。

社会福祉の利用者と人権の問題について論考している秋元は、福祉サービスをルール化することの困難性を指摘したうえで、制度化についての限界を次のように述べている。すなわち「福祉ニーズの多様性ということが現実の人間の生活の多様性を反映したものであるとするなら、ある意味でそうした多様性を排除することで成り立っているルール化(制度化:筆者)には、本質的な意味で限界があると考えておくべきなのである」(秋元

2010 p149)。秋元の言う多様性を排除して成り立っているルール化の典型が入所施設であることははっきりしているが、そのみではなく地域生活支援にかかわる既存の制度においても個々のニーズを満たしきれていないということは現実にあるわけである。自立支援協議会がとらえる課題の一つとは、少なくともこのような問題であろう。

(3) みんなが協働すること

重要なことは、秋元の言う「多様性を排除することで成り立っているルール化(制度化)には本質的な意味で限界がある」ことの意味をみんなが正しく共有しておくことではないかと思われる。これは、制度化が必要ないということではもちろんなく、制度化が地域で生きるということを普遍的な権利として必ずしも完全には保障するものではない、という意味である。

制度の創出や運用についての説明責任をもつ行政は、制度のもつ限界に常に自覚的になりつつ、その課題を協議会のメンバーと率直に共有しようとする姿勢が重要になろう。一方、相談支援事業者・当事者や当事者団体・サービス提供事業者・その他関係する機関や団体・専門職等は、地域生活や権利擁護に必要な制度化を求めつつ、やはり同じく制度のもつ限界に自覚的になり、インフォーマルな取り組みを協議会のメンバーと考えることが重要となろう。

いずれも、その前提になることは「障害者が権利の主体として地域であたりまえに生きること」の目的が共有されることであり、この目的と制度がもつ限界の意味が正しくメンバー間に共有されるならば、そこに生まれるのは「対立」ではなくむしろ「協働」しかないはずである。

こうした障害者の地域生活と権利擁護を「みんなが協働」して進めていくのに、そこに具体的にどのような課題をのせるかは、やはり「個別支援／個別のケース」の積み上げでしかないと言えよう。そういう意味でも、相談支援従事者の価値と知識にもとづく実践が要になることを付言しておく。

7 おわりに

地域自立支援協議会の活性化に向けて、「自立支援協議会とは何か」というタイトルで述べてみたが、正直なところあまり簡単ではないという感想をもつ。6. で述べたことは、協議会がもつ機能のごく一部でしかないであろうし、その内容そのものにも正確さを欠くなど議論のあるところだと思う。ただ重要なことは、最初でも述べたように形や仕組みに振り回されるのではなく、普遍的な問題をきちんと見据えてそれに対してどう取り組むかである。その具体的なエッセンスは、『第4章「活性化のヒント～モデル事例の紹介～」』から読み取れるように思う。

【文献】

秋元美世（2010）『社会福祉の利用者と人権』有斐閣

岩田正美他（2011）『リーディングス日本の社会福祉7 障害と福祉』日本図書センター

「自立支援協議会の運営マニュアル」（2008）

日本障害者リハビリテーション協会

松川敏道（2008）「Ⅲ－2 障害者の権利とその侵害」『事例で学び実践に生かす障害者福祉』保育出版

第2章 運営評価指標とその活用

本章では、地域自立支援協議会（以下、協議会と略す）の現状と課題についてあらためて整理するとともに、とりわけ協議会の形骸化を防止し今後のあり方の検討に資するための「発展段階を踏まえた運営評価指標」について解説をおこなう。

1 協議会の現状

○設置状況

協議会の設置割合は、厚生労働省障害福祉課調べ（平成22年4月1日現在）で、85%（前年79%）となっている（22年度中の設置予定自治体を含めると全体で91%）。未設置自治体156市町村の内訳を見ると、北海道32、福岡19、鹿児島19、東京16、山形13、茨城11、宮崎10、奈良6、沖縄6、長崎4、静岡3、栃木3、京都3、石川2、大阪2、島根2、青森1、秋田1、埼玉1、新潟1、山口1という状況である。これらの市町村のうち人口3万人以下は全体の76.9%（120）となっている。相談支援事業の直営か委託については設置率に影響はしていない（全体の41.7%）。

○運営状況

協議会は、地域の実情に応じ様々な取り組みを見せており、これらについては『第4章「活性化のヒント～モデル事例の紹介～」』として取り上げている。特に社会資源の開発事例では、

- ・滋賀県湖南地域自立支援協議会

進路調整部会で「重症心身障害児者プロジェクト」を立ち上げ、実態調査、資料作成に取り組み、その結果、4市（野洲市、守山市、栗東市、草津市）は重症心身障害者の進路先として24年度に事業所の整備を決定。

- ・広島県三原市地域自立支援協議会

居住サポート部会で建築物取引業協会支部の協力を得ながら、三原市障害者住宅入居等支援事業民間住宅紹介システムを検討。三原市は保証会社と協定を結び住宅紹介システムから紹介のあった利用者の保証をバックアップしている。

- ・新潟県柏崎刈羽地域障害者地域自立支援協議会

作業所の共同受託作業のしくみづくり、親のピアサポートのためのインフォーマルな資源として「とまとの会」を設置。

等の取り組みがみられる。

○法改正

社会保障審議会障害者部会報告書（平成20年12月16日）では、協議会の法定化について、「相談支援事業をはじめとする地域の障害福祉に関するシステムづくりに関し、中核的な役割を果たす協議のある自立支援協議会について、設置の促進や運営の活性化を図るため、市町村の実情に応じた設置・運営方法が可能になるように配慮しつつ、法律上の位置付けを明確にするべきである。」とし、また協議会の運営の支援について、「あわせて、運営マニュアルや運営の好事例の周知など、国や都道府県において設置・運営の支援を図っていくべきである。その際、自立支援協議会への当事者の参画を促進すべ

きである。」と報告している。

障害者自立支援法の一部改正は議員立法により平成22年12月3日に成立し同年12月10日に公布された。同法では、第89条の2で自立支援協議会を明記し（資料1）、同協議会を設置した場合に障害福祉計画策定の際には意見を聴取することの努力義務を課している。この項目は平成24年4月1日より施行する予定である。

（資料1）

第八十九条の二 地方公共団体は、単独で又は共同して、障害者等への支援の体制の整備を図るため、関係機関、関係団体及び障害者等の福祉、医療、教育又は雇用に関連する職務に従事する者その他の関係者（次項において「関係機関等」という。）により構成される自立支援協議会を置くことができる。

2 前項の自立支援協議会は、関係機関等が相互の連絡を図ることにより、地域における障害者等への支援体制に関する課題について情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた体制の整備について協議を行うものとする。

第八十八条

6 市町村は、第八十九条の二第一項に規定する自立支援協議会（以下この項及び次条第五項において「自立支援協議会」という。）を設置したときは、市町村障害福祉計画を定め、又は変更しようとする場合において、あらかじめ、自立支援協議会の意見を聴くよう努めなければならない。

第八十九条

5 都道府県は、自立支援協議会を設置したときは、都道府県障害福祉計画を定め、又は変更しようとする場合において、あらかじめ、自立支援協議会の意見を聴くよう努めなければならない。

○形骸化の表れ

協議会への期待の一方で、多くの協議会が「形骸している」「地域格差がある」との指摘がある。具体的な事象としては、以下のことがあげられる。

- ・協議会を設置する意味が分からないのでそもそも設置しない
- ・既存協議会の活用が行われず、協議会を新たに設置し混乱を招いている
- ・構成メンバーが協議会の目的を共有できず、陳情や要求交渉の場になっている
- ・相談支援事例の積み重ねが出来ていないため、協議すべき事項が確認できない
- ・協議会は年に1回全体会を開催するだけで、会議の必要性を理解できない 等

このような現状において、各都道府県では、例えば、ア）相談支援による個別支援会議の開催（支援計画の蓄積）、イ）構成員の検討、ウ）事務局会議等の事前準備の実施等、種々の指導助言が行われ、形骸化の改善策に取り組んでいる。

（参考）

平成19年度障害保健福祉推進事業「自立支援協議会の運営マニュアル」日本障害者リハビリテーション協会

2 協議会の課題

本来の協議会の在り方としては、①ニーズに基づいた個別の計画が相談支援事業者により作成され、②それに見合ったサービス量と社会資源が明確になるとともに、個別の課題の集積から地域の課題が明らかにされ、③地域の関係者による関係資源の確保とネットワークの形成（抱え込まない地域）が図られることを目指している。あわせて④これら相談支援の体制について検証分析され地域連携力が高められる場としている。

○協議会の機能

協議会の機能については、当初より6つの機能を示してきた（「自立支援協議会の運営マニュアル」（日本障害者リハビリテーション協会））。この機能は、協議会が本来行うべき「個別のニーズから地域課題の抽出」と「地域の支援体制の整備」について、機能分解的に提示したものである。

機 能	内 容
情報機能	・ 困難事例への対応のあり方を情報共有 ・ 地域の諸情報を共有する
調整機能	・ 地域の関係機関によるネットワーク構築 ・ 地域の支援力を高めるための役割分担と調整
開発機能	・ 地域診断 ・ 地域の社会資源の開発、改善
教育機能	・ 構成員の資質向上の場として活用
権利擁護機能	・ 権利擁護に関する取り組みを展開する
評価機能	・ 中立・公平性を確保する観点から、委託相談支援事業者の運営評価 ・ サービス利用計画作成費対象者、重度包括支援事業等の評価 ・ 市町村相談支援機能強化事業及び都道府県相談支援体制整備事業の活用

この機能に着目して岡山県では、協議会の現状把握のため、平成21年度に県下15の地域自立支援協議会事務局に対し自己評価のアンケート調査を行っている。アンケートは上記の6機能について「十分出来ている」10点、「どちらかと言えば出来ている」を7.5点、「どちらかと言えば出来ていない」を5点、「全く出来ていない」と判断した場合を2.5点と点数化し、各機能別に点数化を行っている。結果は、平均で①情報機能6.4、②調整機能6.5、③開発機能5.8、④教育機能6.5、⑤権利擁護機能7.1、⑥評価機能4.5である。これらの自己評価から、協議会に対するいくつかの視点が考察される。

第1に組織体制のあり方と行政担当者の参加姿勢である。全体会と定例会を同一としたり、定例会と運営会議を兼ねていたり、運営会議を行政担当者が参加せず、事務局である相談支援事業者の相談支援専門員のみで構成としている実態がある。

第2に部会活動が必ずしも地域の課題を検討する場としての位置付けや、市町村の政策課題としての位置づけがなされたものではない実態が伺われ、部会が地域の課題を集約して活動しているかどうか、課題の抽出方法と展開状況を見る必要がある。

第3に相談支援専門員等の資源開発の意識である。支援費時代以前にコーディネーターがゼロから社会資源を開発してきた時代と比較すると現在はある程度フォーマルな資源が整備されており、相談支援専門員等の意識が若干薄れた実態があるとの指摘である。

これらの要因として、地域の障害者の困り感やニーズを掘り起こす個別支援会議の重要性が軽視され、個別支援会議の中身や、部会活動の地域の課題を、行政、事業者等が情報共有できていないことが推測される。

○課題解決の検討

今日の状況、協議会の抱える課題を解決するためには、2点の検討が必要である。

第1に、形骸化の要因分析である。「形骸化」には、A：設置されているが開催されていないパターン、B：開催されているが機能していないパターンがあげられている。それぞれに形骸化の要因が想定されるがこれらの要因分析が具体的かつ総合的に整理できていない。

第2に、行うべき事項の明示とそれぞれの協議会のステップアップするための指標を提示することである。地域の実情に併せてそれぞれの形態で実施できるようにしたこともあり、協議会の代表例を示すだけでは、次の段階にどのようにステップアップすればよいのかイメージが出来ないとの指摘もある。協議会の事例を提示しつつ、次のステップに上がるターニングポイントを示す必要がある。

これまで国は、前記6つの機能とともに運営マニュアルを示しているが、協議会の有効的な実施内容や実施方法について、その代表事例については必ずしも明示していない。

3 運営評価指標の考え方

今回、全国の代表事例を収集するにあたり、都道府県から管下の協議会の一定の評価を行った上で推薦をしてもらうには、何らかの評価軸を示す必要性があったこと、また上記の岡山県の自己評価結果を参考すれば、現状認識を測る視点と協議会の今後の発展段階を示す視点が重要であることから、表1に示す「地域自立支援協議会の発展段階を踏まえた運営評価指標（案）」を提案した。

この運営評価指標は、全国の協議会の実態、取り組みから検討した指標であり、それぞれの協議会において振り返りシート（点検作業）的に活用するものである。従って、この評価指標を検討した結果、第1段階だからといって相談支援事業等の業務評価につなげてしまうことなどはせず、あくまでも協議会の現状分析と次なるステップへの課題把握が行えるように整理するものとして活用するべきある。あくまでも次のステップに向けた取り組み方針を検討する指標である。

評価の視点は4点設定した。指標作成過程において、これら4点以外にも障害者のエンパワメント度や協議会の組織化度といった視点も検討されたが、これらは4点の各プロセスで評価事項に加えることとした。

①課題の抽出度

「課題の抽出度」の評価のキーポイントは、相談支援の実施状況（支援会議の開催状況）、部会の協議状況である。

地域課題の抽出において、相談支援事業によるサービス担当者会議（個別支援会議）の実施は不可欠である。相談支援専門員によるアセスメントやサービス利用計画（支援計画）の作成によって確認された「直ぐには解決できない個別のニーズ」の把握と集積があって、地域が解決していないニーズの確認ができるという大前提である。千葉市ではこうしたサービス担当者会議以外でも「課題提起票」をホームヘルパー等の関係者から提出を受け活用している。このような地域の独自な取り組みで情報を入手して課題を把握する方法は、あくまでも相談支援の個々の支援から地域課題を把握するプロセスを捕捉する位置付けだと認識しておく必要がある。

4段階では、個別の支援課題が協議会で共有され、地域課題として集積すること、更に解決に向けた議論を専門部会等で始めることを評価するものである。

5段階では、課題の集積結果の整理とともに、取り組むべき優先順位が決められ、課題解決の行程が検討されている状況の評価している。これは「行政の参加度」の5段階「地域自立支援協議会の協議内

容を施策に反映させると共に、必要な予算を確保した。」と関連して設定している。

②社会資源の開発改良度

「社会資源の開発改良度」のキーポイントは、社会資源のアセスメントの実施状況（社会資源の把握）、開発改良の実施状況である。

都道府県アンケート調査では、特に4段階と5段階の違いが不明瞭との指摘があった。確かに改善の優先順位が高いのはフォーマルな社会資源であることを考えれば、インフォーマルとフォーマルという社会資源の質で段階をつけるよりも、「社会資源の運用などの改良」と「新たな社会資源の開発」というように「改良」と「開発」で段階を付ける方が合理的との判断であるため、当初案より以下のように修正した。

第4段階：「共有された地域課題解決のため、社会資源の運用などの改良に取り組んでいる」

第5段階：「既存の社会資源では対応困難な地域課題に対応するため、新たな社会資源の開発がされている」

第1段階で示しているように、地域内の当事者団体も重要な社会資源である。それぞれの障害種別の当事者団体が、誰が代表者でどのような活動を展開しているのか、を把握しておくことは、相談支援に従事する際に必須の情報である。第2段階では、これらの情報や事業者の情報が社会資源マップとして一般的にも確認できる状況にあること、更に第3段階では協議会でこれらの社会資源の現状と課題について把握され検討している状況にあるレベルとして設定したものである。特に第3段階では、個々の事例のニーズと社会資源の改良すべき理由と改良事項、改良後の効果などを関係づけて整理しておくことが必要である。

③行政の関与度

「行政の関与度」のキーポイントは、協議会の運営において行政としての役割をどのように発揮できているかについて、具体的には、協議会の運営関与、障害福祉計画とのリンク、施策への反映である。

第1～2段階では、協議会の運営について協議する事務局会議（運営委員会等）への関与状況を見るものである。協議会の羅針盤として評されている事務局会議には当然に行政担当者の出席が求められるものであり、この状況が無くしてそれ以外の行政の関与はあり得ない。仮に全体会だけを設置するなど事務局会議を設置していない場合は、第1段階として評価することになる。

都道府県のアンケート結果では、第3～5段階の順序は必ずしも（案）通りではない、との指摘があった。第3段階は、他部局の参画を求めているが、これは障害福祉担当課だけでなく例えば教育委員会や保育担当課、高齢担当課なども参画して、広範なテーマに対応できる状況であるかを問うている。すなわち他部局が課題解決に向け検討している段階という意味ではなく、個別の課題について他部局においても共有され、検討されつつある状況を意味する。

また第4段階は、障害福祉計画との関係を問うているが、これは地域の基盤整備（障害福祉計画）について、個々のニーズから抽出した地域課題から検討するという方針を持っているのか、また協議会で行政がその合意をとる努力をしているかどうかという主旨である。

第5段階は、以上の過程を経て、協議内容を施策に反映させるため予算化しているかについて確認している。いきなり予算化することも無くはないが、第5段階は第2～第4のプロセスを経ていることを求めている。

④ 構成員の参加度

この構成員が構成する組織は、第1～3段階においては定例会を想定し、第4段階では専門部会を想定し、第5段階では全体会を想定している。したがって、構成員の参加度とともに、協議会組織の重層化も含めて評することになる。

「構成員の参加度」のキーポイントは、発言内容、提案力である。

第1～3段階では、構成員が定例会議で提示される議事内容に対して、所属の立場からだけでなく協議会の構成員として、事例の課題や地域の課題を抽出して検討を加える態度と発言であるかを確認している。

第4段階では専門部会で、第5段階では全体会で障害福祉計画や施策に反映できるように、構成員が実現可能性の高い提案をしているかを問うている。

都道府県のアンケート結果では、「構成員の参加度」とともに「協議会の浸透度」や「当事者の参加度」を評価すべきとの意見もあったが、これらは今後の検討課題としたい。

4 今後について

運営評価指標は、「考え方」で述べたように、それぞれの協議会の現段階の位置と次のステップ指標を示したものである。6つの機能評価ともに、自己評価する一つのツールとして活用してほしい。また指標の段階は順序性を考慮しているが、組織の形態などによっては逆転する場合もある。また段階は必ずしも順調にステップアップするのではなく、行きつ戻りつする場合もある。しかしながら、形骸化が指摘されている中、漫然と議論するのでなく、目指すべき状態を確認しつつ取り組む姿勢が重要である。

都道府県のアンケート結果のように、今後、指標の公表によって更なる意見が出されると思われる。協議会の形骸化を改善する検証は引き続き行われ、指標も更にバージョンアップされていくことになる。

表1 地域自立支援協議会の発展段階をふまえた運営評価指標（案）

発展段階	①課題の抽出度	②社会資源の開発改良度	③行政の関与度	④構成員の参加度
第1段階	相談支援事業によるサービス担当者会議が開催されていないか、ごく一部の利用者のみを対象としている状態。(個々の利用者に対する支援課題はあまり把握されていない)	地域内の当事者団体や関係機関(フォーマルなサービス提供事業者)に関する情報は把握されている。	地域自立支援協議会の事務局会議(運営委員会)等には関与していないが、構成員として協議会に出席している。	障害福祉関係者の要望陳情の発言が中心となっているか、主催者の一方的な報告会になっている。
第2段階	相談支援事業によるサービス担当者会議が開催され、個別の支援課題も把握されつつある(地域自立支援協議会で共有されていない)。	地域のエリア内の社会資源マップが作成される等、どの程度機能しているかが把握されている。	地域自立支援協議会の事務局会議(運営委員会)等に出席し、協議に加わっている。	構成員の積極的な発言はないものの、協議会の目的と役割について構成員の共通認識が図られている。
第3段階	地域課題の抽出や整理に至っていないものの、相談支援事業による個別の支援課題は地域自立支援協議会でも共有されている	共有された地域の課題に対する社会資源について調査・診断され、課題解決に向けた社会資源の改良すべき事項が把握されている。	地域自立支援協議会の協議内容から把握された課題について他の部局も参画して検討が始まっている。若しくは、障害福祉担当課が庁内において他の部局と検討を始めている。	構成員は、個別の事例等を通して地域の支援実態についておおよそ理解し、活発な質疑や課題提起が行われている。
第4段階	相談支援事業による個別の支援課題は地域自立支援協議会で共有され、地域課題として集積するとともに、解決に向けた議論が専門部会等で始まっている。	共有された地域課題解決のため、社会資源の運用などの改良に取り組んでいる。	障害福祉計画の策定や変更の際には、地域自立支援協議会の協議事項が反映できるという位置付けで取り組んでいる。	専門部会員が必要な(市民、保健医療、教育含め多様な)分野から選任され、部会内で実現可能性の高い提案が積極的に行われている。
第5段階	地域自立支援協議会で地域課題が認識され、専門部会等で議論し、施策についてもロードマップの作成など合意が得られている。	既存の社会資源では対応困難な地域課題に対応するため、新たな社会資源の開発がされている。	地域自立支援協議会の協議内容を施策に反映させると共に、必要予算を確保した。	協議テーマに対して、全体会においても構成員が所属する機関としても実現可能性の高い提案を積極的にを行っている。

第3章 現実の壁と活性化への気付き

【北海道作業部会】

1 北海道の作業部会とは

「平成22年度障害者総合福祉推進事業『自立支援協議会の活性化に向けた事例収集とガイドラインの作成』」（以下、「本事業」という）には、全国的な実態調査（モデル事例の把握等）を目的とした調査検討委員会の他に、北海道の地域自立支援協議会の実態を探るべく「北海道作業部会」が別途設置された。作業部会の構成員は、本事業の事務局である北海道地域ケアマネジメントネットワークの関係者の他に、札幌市や旭川市の地域自立支援協議会の座長、地域自立支援協議会の事務局を担っている行政、それから地域づくりコーディネーター（次項「2. 北海道の特徴」を参照）などなど。限られた時間の中で、主としてこの第3章についての意見を積み重ねてきたところである。

「限られた時間…」、そう、この限られた時間と作業部会の少ない構成員では、北海道179市町村全てのヒアリングは到底かなわず、道内のヒアリング実施箇所数は実に一桁台。実際には、北海道21保健医療福祉圏域に配置されている地域づくりコーディネーターの意見や、作業部会を構成する委員の視点に頼るところが大きかった。とすると、「視点に偏りがあるのでは？」と内容の信憑性に懸念を抱かれる方もいるかもしれないが、作業部会を構成する委員は、一方では、市町村における地域自立支援協議会の構成員として、また、地域自立支援協議会の設置・活性化に一役を担ってきた面々でもある。決して、机上の空論ではないということを、ご理解いただければと思う。

2 北海道の特徴

北海道の特徴のひとつはその面積にある。全都道府県の面積別「ランキング」では堂々の1位、

日本の総面積の22パーセントを占めている。そのため北海道を14圏域に分け、北海道庁の総合出先機関として総合振興局・振興局をおいているが、一番面積の小さな檜山圏域でも、東京都や大阪府の面積を超えている。

一方、総面積における可住地面積の比率は26パーセント程度と低く、各圏域が都府県と同じ程度の面積を有しているものの、政令指定都市である札幌市を除けば、人口に関しては都府県の数十分の一から数百分の一と極端に少ないことがあげられる。（北海道179市町村のうち、人口1万人未満の市町村が117市町村と、全体の約65パーセントを占めている：平成22年4月1日現在）

さてここで、障がい福祉サービスの現場や、障がい者と関わる教育の現場へと視点を移そう。

まず、地域自立支援協議会と密接な関係にある相談支援事業であるが、全国の平均では75パーセントが民間委託を行っていることに対して、北海道では67.2パーセントが市町村の直営で行われているという逆転の現象が起っている。

次に、北海道の特別支援学校における特徴であるが、早い方では義務教育の段階より親元を離れ、さらに圏域をまたいで自宅から何百キロと離れた学校での寄宿舎生活を選択せざるを得ないケースが少なくないということがあげられる。そのことにより、週末の帰省時などの移動や活動など、とりわけ人口の少ない市町村では課題が山積みともなっている。

続いて、障がい者の入所型施設における現状である。広大な土地に反比例して人口規模の小さな市町村が多く、加えて、冬期間の厳しさやその長さなど様々な環境因子は、北海道の障がい福祉に入所型施設設置の選択を余儀なくさせてきた。結果、北海道は障がい者の入所型施設が多く、全国の施設入所者のおおよそ1割の方が北海道に集中

することになる。

これらの地域実情を踏まえて、保健医療福祉の現場においては、北海道14総合振興局・振興局圏域をさらに分けた21保健医療福祉圏域が設定されており、その圏域ごとに「地域づくりコーディネーター」が配置され、「障がいの有無に関わらず誰もが暮らしやすい地域づくり」の視点にもとづく市町村への地域自立支援協議会の立ち上げ支援や活性化への支援、また、広域連携のための様々な取り組みが行われているのである。

3 北海道作業部会における検討経過

道内市町村の地域自立支援協議会の設置率は、およそ8割程度。全国の平均設置率と比較しても、まだまだ低い状況にある。

確かに、北海道は、広域という特殊な地域実情に加え、相談支援の大半が行政直営という現状が重なっているものの、「協議会の設置が進まない」「協議会の運営がうまくいかない」という要因・原因は、そのことだけではないということが推測された。

そこで、北海道の市町村における地域自立支援協議会の設置状況や運営状況について、北海道がまとめた道内179市町村の基礎データを参考にしつつ、北海道21保健医療福祉圏域に配置されている地域づくりコーディネーターによる意見を集約。さらに、これらを元にしなが、より深く要因・原因を探るため、市町村の地域自立支援協議会関係者に直接話を伺うべく、道内数カ所にヒアリング調査を実施した。

4 まちが抱える「現実の壁」と、活性化のための「気付き」

地域づくりコーディネーターによる意見や道内市町村においてのヒアリングの結果、「地域課題の協議を反映させる先が不明瞭」「困難事例がなければ開催されても意味がない」「障がい者支援専門の法人や事業所に任せておけば安心」「地域課題について検討すると、行政の金銭的負担が大

きくなるのでは?」「まちとしてそれなりに福祉資源をつくっているので必要性を感じない」「地域の課題に正面から取り組むことへの困難さを先に考えてしまう」など、地域自立支援協議会の抱える不安や疑問を数多く聞くことが出来た。さらに、「困難事例の検討が主な内容でそれ以上進まない」「議論はされているが、それと施策への反映は別問題になっている」「国が示した他の都府県のモデルをそのまま描いてしまい、地域実情に合ったオリジナルな形態を模索出来ていない」など、地域自立支援協議会の進展状況に対しての課題もあげられた。

これらを元に、まちが抱える「現実の壁」、また、そこを踏まえた上で、地域自立支援協議会活性化のための「気付き」について、以下の通り整理してみた。

●まちが抱える「現実の壁」①～障がい者が選択出来ないまち

「うちのまちには困っている障がい者はいない」という話を聞いたことがある。

なのに何故、地域自立支援協議会が必要なのだろうか?

障がいを持って暮らしづらさを抱える方やその家族は、療育支援の関係者や教育関係者の助言のもと、幼少期から社会資源のたくさんある大きな町に移住するケースも少なくない。学齢期に入ると、障がいが重いために「地域の学校では見きれない」とされ、地元から何百キロと離れた地方の養護学校での寄宿舎生活といった現実を受け身をとらざるを得ないのである。高等養護学校や養護学校の高等部を卒業すると、その後の進路は、既存の、しかも少ない社会資源の中からの選択を迫られ、結果、様々なバリエーションを求めて障がい者支援の事業所やサービスのたくさんある都市部への移住や、家族の意向が根強い施設入所へと必然的に進むこととなる。

このように、ライフステージごとに見てもまちから障がい者がいなくなる事実が存在しており、まちに障がい者がいないということは、地域自立支援協議会の機能でもある「社会資源の改善・開

発」に対するニーズが高まることもなく、「まちに期待しても仕方がない」「障がい者が重ければまちを出てゆかなければならない」といった負の循環を地域に根付かせてしまったのである。

しかし、誰のせいにも出来ないのである。関係するみんながそれぞれの理由で「良かれ」と思ったことを、それぞれに実行してきた結果なのである。

それぞれ（縦割り構造・完結型）ではなく、みんな（官民協働・脱完結型）が、実はこの負の循環の中に「本当はこのまちで暮らしたいのに」という隠れたニーズが存在し、「まちには困っている障がい者がいる」という事実があることを認識しなくてはいけないのである。

そして、この「みんな（官民協働・脱完結型）」を体系化するものが、まさに地域自立支援協議会なのである。

●まちが抱える「現実の壁」②～それぞれが重い責任を抱えてきた「完結型の支援」

前述「2. 北海道の特徴」の中でもふれたが、障がい福祉に関係する療育・教育・入所型施設などの分野・機関は、北海道の環境因子に少なからず影響を受け、また、周囲からの期待というプレッシャーを背負いながらも、それぞれが障がいを持たれている方々のために一生懸命携わってきた歴史がある。なので、行政もそこへの支援を財政難という現状の中続けてきた訳であり、それらの分野・機関もその期待に応えようと、結果「孤軍奮闘」せざるを得ない状況を受け入れてきたのである。

実際に、市町村では、障がい福祉に関係するそれら分野・機関の担当者が少数と限られている場合が多い。また、環境因子や地理的条件などにより、他の市町村との連携が難しい場合も少なからずある。或いはそれら分野・機関の担当者ではなく、資源そのものが市町村にごく少数に限られていることなども。この様な状況の中では、担当者個人やひとつの資源が「孤軍奮闘」せざるを得ないことは必至である。同様に、入所型の施設や同一法人で多数の機能を持っている場合など

でも、その機関、その法人で同じように「孤軍奮闘」を迫られてきたのである。

「まちが抱える『現実の壁』①～障がい者が選択を出来ないまち」でも同じことが言えるが、この「完結型の支援」においても、障がい福祉に関係する分野・機関、それらの担当者の良心から生まれたもの。決して否定することは出来ないのである。しかしながら、これからの地域生活福祉の進展を見据えたときに、もし足りないものがあつたとすれば、それは、北海道特有の環境因子や周囲の期待、家族の意向などにも左右されない、「本人主体」という障がい者支援におけるそもそもの探究心ではないだろうか？

「人は、福祉で生まれ、福祉で最後を迎える」。障がいの有無に関わらず、人は福祉という恩恵の中でその生涯を全うするのである。であれば、障がい福祉に関係する分野・機関、あるいは市町村が様々な形でつながることは「本人主体」を支えるベースであり、それを普遍的なものとするのが地域自立支援協議会の役割と考えられるのである。

●まちが抱える「現実の壁」③～「官民協働」…でも、「負担の偏り」や「委員の参加態度」が

北海道は、相談支援の大半を行政直営で行っているという現状があるため、必然的に協議会の事務局も行政で担っている割合が高い。その結果、「会議の次第から協議内容まで全てを用意しなければいけない」「進行は協議会の議長が行うが、その進行表までも事務局側で用意をする」、議題についても「事務局から説明をお願いします」「事務局側で回答をお願いします」ということになり、いざ協議段階に入っても「みなさん意見はありませんか？」という問いには委員の大半は下を向いてしまい、「よろしいですか？」と確認を促せば「良いです」との返答があるのみ。官民協働とうたいながらも、事務局側のシナリオで完結してしまうという実情が少なからず存在している。

また、このような行政への「負担の偏り」や「委員の参加態度」の問題の他にも、行政や委員の役割や役割分担に関する課題についての意見も多く見られる。

地域自立支援協議会は、そこを構成する委員がそれぞれの専門性を活かしながら、障がい者と共に暮らすまちを考え、提案してゆく場である。このような中では行政もひとつ重要な社会資源であり、事務局活動だけに心を砕くだけでなくその専門性を活かすことが重要ではないだろうか。その意味でも、協議会を構成する委員それぞれの役割を積極的に発揮することが求められているといえる。

●活性化への「気付き」①～『運営マニュアル』は完成形、大事なそこへ向かうプロセスだった

障がい者における地域生活福祉の進展を地域自立支援協議会に期待する側は、「社会資源の改善・開発」の機能こそ「協議会の花形」と、その理想を盾に行政に訴えかけ、一方、訴えかけられる行政側は、協議会以前のやり取りを振り返ったときに、障がい者やその家族、それらを支援する人達からまちの社会資源のなさを指摘されつづけ、その一方でまちの財政との板挟みにあうという、「やりたいけど出来ない!」「やることが怖い」といった、「協議会の必要性」は理解するが前にも進めないという状況が少なからず存在していた。

大切なことは、運営マニュアルにある「社会資源の改善・開発」というテーマをしっかりと見据えて、そのテーマに向かってまちの歴史と実情に合わせた綿密な議論をどれだけ交わしてゆくことが出来るのか、つまりプロセスを積み重ねてゆく作業の中にこそ存在するのである。

また、個別支援会議（個別ケア会議・ケース会議など）の位置づけについても同様のことが伺える。調査によると、個別ケースの少ない町村などは、「困難事例がなければ開催されても意味がない」と意見があるように、協議会の設置そのものを見合わせている場合も少なくない。一方、個別ケースの沢山ある都市部などは、「保健師さんや関係機関を中心に、しっかり個別ケースに対応してくれている」とか、「まちとしては、適宜会議を開いて対応しているので、協議会を設置する必要性を感じない」などとの意見が多く聞かれた。

つまり、この二つの意見は、「個別支援会議＝地域自立支援協議会」という前提に立った見方や考え方であるという点で共通している。

改めてここで抑えておきたいが、地域自立支援協議会は「トップダウン」ではなく「ボトムアップ」の形態が望ましいとされている。しかし、このことは個別支援会議そのものを地域自立支援協議会やその下部会として、一律に、機械的に構造化するという事ではない。具体的な例を述べれば、個人の名前やプライバシーなどの個人情報、協議会の中では飛び交わないということである。

また、ボトムアップといえ、地域づくりコーディネートや市町村のヒアリング調査では、「議論された事項が施策に反映されていく方向性が見えない」「地域課題の協議を反映させる先が不明瞭」などとの意見も多く出されたが、これもまさに、多様な個別支援会議の検討内容を、地域の課題として総合的に整理すべきものと、そうでないものとに区別するための「ふるい」が機能していないか、もともと用意されていないという、地域自立支援協議会における個別支援会議のあり方へと繋がっている。

個別支援会議の定義は、全国的に統一されたものではなく、曰く「(個別) ケア会議」「(個別) ケース会議」「サービス調整会議」「サービス担当者会議」などと様々な呼称が存在している。それによって戸惑ってしまう現実があるのなら、その整理はもちろん必要だと考えるが、運営マニュアルに示されている個別支援会議の位置づけについては、ここで述べてきたことをまずは確認していただきたい。

●活性化への「気付き」②～『何でもあり』だと思っていた

地域自立支援協議会とは、各地域の実情を踏まえ自由に発想できる、ある意味「何でもあり」の協議会である。可能性、発展性が非常にあるといえるが、それ故の難しさもある。

協議会の事務局を担っている、或いは事務局の一員としての行政にとっては、「地域自立支援協議会の役割は〇〇」「構造は〇〇」「委員となる方々

は〇〇機関から一人、△△分野から一人…」と、マニュアル化されていたほうが協議会の設置に取り組みやすいかもしれない。しかし、マニュアル化されるということは、これまでの協議会と同様に、地域の実情に合わせるというオリジナリティはあまり期待できないことになってしまう。

一方、障がい者支援の事業所など民間側は、「何でもあり」となれば、「障がいの有無に関わらず誰もが暮らしやすい地域づくり」をモットーに、「療育・教育・福祉・介護の連携」や「社会資源の改善・開発や調整、評価など機能の充実」、「部会やプロジェクトなどの構造化」などなど協議会の理想を追い求める。しかし、このような動きに行政は少なからず不安を抱く。

いうなれば、「自立支援競技（協議）」という競技種目において、選手である民間も行政も同じスタートラインには立っているのだが、何処をゴールとする競技なのか、またその競技のルールについて選手間で共有されていない場合も多いのではないだろうか。

●活性化への「気付き」③～地域自立支援協議会は新しい文化なのかもしれない

あるまちの福祉課長がこんな話をしてくれたことがある。

「まちの姿勢として、福祉計画など障がい者施策を検討する際には、パブリックコメントの場を設定してきたが、いずれも要求する民間側とされる行政側との対立構造のまま終了してしまうという残念な結果が続いている。実際、不完全燃焼の民間側からは再度そのような場を求められるが、我々行政としては、お互いの主張が折り合わずに喧嘩になるのであれば、正直なところ逃げ腰にもなる。だから、地域自立支援協議会の話があったときに『これはチャンスだ!』と思った。もちろん、今までの経緯でそのような対立構造にあるものを、協議会が出来たところですぐに解消される訳ではないことも十分承知している。しかし、言い方は悪いが、お互い溜まった膿を出し切らなければ次のステップにはいけない。だから、協議会を開催しても、最初は行政に対して色々な要望や

不満の聲があがることを覚悟する。そして、お互いが膿を出し切ったところから、本当の協議体制が生まれることに期待するよ。」と。

『第1章「自立支援協議会とは何か」』で触れたように、地域自立支援協議会は「元々あった地域の課題」に取りかかる場であるが、その取りかかり方という点では今まで考えにくかった「新しい文化」とは言えないだろうか。それだけに、この「新しい文化」を地域に浸透させていくには、官民という枠組みを超えながら、「協働」という一つの信念を貫き通す決意と、予想しえない困難へと立ち向かう覚悟が必要なのかもしれない。

5 まとめと補足

調査を開始するにあたり、当初、形骸化していると推測される地域自立支援協議会は、「協議会が設置されたが一度も開催されていない」「年に一度、お偉いさんが集まるしゃんしゃん会議」というイメージがあり、協議会事務局もあまり機能していないのだろうと予測を立てていた。しかし、地域づくりコーディネーターからの意見聴取やヒアリングを進めた中で分かったことは、地域自立支援協議会が機能しない、機能しづらい要因は様々な考えられるが、大きくは①自立支援協議会そのものの「理解」に関わるものと、②「意思の疎通」や「関係性」などコミュニケーションに関連するものであり、協議会事務局を否定する要素はほとんど見られなかった。むしろ、「協議会設置のプロセスやコンセプトはそれぞれ違うものの、どここの地域も悩みながらも前向きに進もうとしている」という結論に至ったほどでもある。

この他にも、「市町村の課題がどのように都道府県協議会へ吸い上げられ課題解決に向かっていくのか」など、都道府県協議会の役割や機能、市町村協議会と都道府県協議会との関係作りの課題も見えてきた。市町村で活動する地域自立支援協議会が活性化していくための、都道府県の自立支援協議会の役割もあらためて検討していく必要があると考えられる。

補足ではあるが、ヒアリング報告の中には、「机上のネームプレートなどは用意せず、協議会委員はもちろんのこと、座長（議長）の席も自由にしている」とか、「ロの字に机を配置せず、角をなくして円くなるように机を配置している」など、机や席の並びにも気を使っているという話も幾つか聞かれた。これはネームプレートを使用することやロの字型の配置などの形式がだめということではなく、逆に形式にとらわれずに地域のスタイルにあわせて自由な発想でいようということである。ネームプレートや座席の位置などの工夫は、協議会委員同士のフラットな関係を維持することにもつながり、それ以外にも、官民協働の工夫として、今まで別席に設けていた事務局の席を、協議会委員の輪に交ぜてしまうなど、そのスタイルに制限はないのである。

また、「課の体制として思ったこと、やりたいことが出来ない場合もあるが、若い連中を集めて住民の方々が安心して暮らせるようなまちづくりについての話し合い（飲み会）を定期的に開いている」という行政職員からの話も聞かれた。協議会という場でなくとも、官民フラットに想いを語り合えるコミュニケーションの場作りが様々になされていくことも大切だと考えられる。

番外編 広域コーディネーターとしての 「つぶやき」「伝えたいこと」と「伝わること」

本当に伝えきれていれば、それなりの成果が望めるはず。逆にいえば、成果が出ないということは、伝える力が不足しているということ…。

北海道は、広域という特殊な地域実情に加え、相談支援の大半が行政直営という実情が重なったものの、それだけでは言い訳できないほど、協議会の設置が進まない。…これで焦ってしまった。障がい者の理想的な地域生活支援を唱え、そのために協議会がどんな役割を持っているかを切々と行政に訴えた。今に思えば、「くどかっただろうな…」「伝わらなかったのだろうか…」と反省をする。

地域づくりコーディネーターとしてこう理解する。法律や規則として「伝えなければならないこと」、これが例えば「地域自立支援協議会」だとすると、我々障がい者支援の立場として、その「伝えなければいけないこと」を解釈して障がい者支援の理想という想いをのせたものが「伝えたいこと」となる。しかし、それだけでは実際伝わりにくいのである。その「伝えたいこと」の先にいる伝えたい人（協議会の事務局や協議会委員など）に、理解や納得が望めるような噛み砕かれた表現、つまり「伝わること」を強く意識したコミュニケーションスキルの習得が望まれていると感じている。

第4章 活性化のヒント（モデル事例の紹介）

本事業では、個別の相談支援から自立支援協議会における課題解決までのプロセス、地域実情を踏まえた多様で柔軟な運営実態等を、具体的な事例から把握し、活性化のヒントを得るため、都道府県アンケートを実施し、協議会活性化に向けて参考になると思われる事例を推薦していただいた。さらに、調査検討委員会にて選考した事例についてヒアリング調査を実施した。

本章では、アンケート調査およびヒアリング調査結果を、以下の項目により紹介します。

- ・ Index～こんなことで「困ってます」「行き詰ってます」から読みたい事例を探す～
- ・ モデル事例の紹介 （ヒアリング調査した事例の紹介）
- ・ 都道府県推薦事例一覧 （都道府県アンケートによる推薦事例を一覧で紹介）

Index

～こんなことで「困ってます」「行き詰まっています」から読みたい事例を探す～

興味のあるテーマを探すためのインデックスです。

「全事例を読むのは大変…」という方にオススメ

▶ 協議会前夜…

- 1-1 協議会は沢山あるので、今ある協議会じゃダメですか？
今までの協議会と何が違うの？これ以上、協議会を作ってどうするの？

岡山県倉敷地域

P 6 6

地域自立支援協議会を新たに立ち上げる必要はないと考え、それまでにあった地域療育等支援事業を中心としたネットワーク会議「倉敷障害児・者地域生活支援ネットワーク」を置き換えようとしてきましたが…。

- 1-2 何から手をつけて良いのか分かりません。何か「部会」を作ればいいんですか？
「運営マニュアル」にある形を何とか作ろうと思うが、町の現状を考えると…。

新潟県柏崎刈羽地域

P 5 2

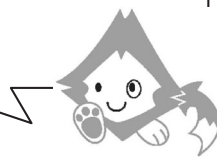
協議会立ち上げ以前に、事業所の連絡会議を開催。「本人が望む暮らしを実現する自立支援の課題」をテーマに、6人程度のグループに分かれて議論し、出された課題を「第2次障害福祉計画」の12の施策体系をもとに整理し、優先順位をつけて、協議会に4つのワーキングを設置する流れになりました。

高知県津野町

P 8 0

協議会立ち上げ以前に、「障害保健福祉に関するがやがや会議」を開催。「障害に関することで気になっていること、こんな生活できたらいいのに…と感じること」をテーマに、課題を出し合い、もっとも関心の高かった『日中活動の場・居場所づくり』から取り組むことになりました。

初期段階では、ブレインストーミングでアイデアを出し合い、KJ法で整理する方法がよく使われているようです。



新潟市

P 4 6

形から入るのではなく、目の前にあるケースを出発点に、個別課題～地域課題～全市の課題を積み上げ、ボトムアップ方式で協議会組織を組み立てました。

1-3

そもそも困っていません。また、今のままでうまく収まっているのに、寝た子を起こすようなことはしたくないんです。

第1章「自立支援協議会とは何か」

P 5

第3章「現実の壁と活性化への気付き」

P 2 1

「うちのまちには困っている障がい者はいない」という関係者の声から、障害者制度と障害者の権利との関係で陥りがちな問題について考え（第1章）、まちが抱える現実の壁と協議会の必要性を考えました（第4章）。

1-4

民間の方と話し合いの場を設けると、また何か要求されるので躊躇します。協議会を作ると、何か要求されたりすると思うので、また行政の負担が増えます…

第1章「自立支援協議会とは何か」

P 5

自立支援協議会を「障害者が権利の主体として地域であたりまえに生活ができる支援体制を関係者が協議する場」と捉え、協議会の目的や諸施策の制度化の限界、みんなが協働するということについて考えました。

第3章「現実の壁と活性化への気付き」

P 2 1

協議会運営がうまくいかない要因として、行政への負担の偏りや、地域実情を踏まえた多様性・柔軟性＝「何でもあり」の裏に潜む、行政対民間の対立・陳情の構造について考えました。

▶ 協議会はできたけど…

2-1 とりあえず「形」はできたけど、しばらく会議は開かれないままです。

三重県鳥羽市 ▶▶▶ P 6 0

先にできた他市町村の協議会を教訓に、要綱と組織だけの「形だけ協議会」を避けるため、設立に向けて6回の準備会を開催し、会自体のシステムを多くの方々と一緒になって作り上げていくことにしました。より機能的な協議会の設立を目指しました。

岡山県倉敷地域 ▶▶▶ P 6 6

外部講師の「まず、ケア会議を開くことが大切」と助言から、地域自立支援協議会よりも、まずケア会議を開こうとの考えに至り、相談機関同士のルール作りから始めました。

千葉市 ▶▶▶ P 4 0

平成19年12月全体会と地域部会の2層構造としてスタートしましたが、全体会は単なる報告会となり形骸化、地域部会は課題を抱え込んでしまい孤立化しました。委員の委嘱期間が平成21年度末で満了となることや全市的な附属機関の見直し等に伴い、平成22年度から組織体制の改編と委員構成の見直しに取り組みしました。

2-2 「個別の支援からマチの課題へ」と意識はしていますが、実際には形でだけになっています。

栃木県那須塩原市 ▶▶▶ P 3 4

「ケア部会」を地域課題の発見の場として位置付けています。

千葉市 ▶▶▶ P 4 0

「地域の課題等報告書」を活用するとともに、重要度や緊急度等の観点から、取り組むべき優先順位を客観的に示すようにしています。

「個別支援会議」には、『ニーズ中心会議』と『地域課題抽出会議』の2つの意味がありそうです。

『地域課題抽出会議』が「個別支援会議」と「全体会」をつなぐ仕掛けになりそうです。



三重県鳥羽市 P 60

「ニーズの読み解き」⇒「編集」⇒「組み立て」のプロセスを大切にしています。

2-3 とにかく「社会資源」を開発しなくてはと考えていますが、うまくいきません。

高知県津野町 P 80

「わが町にあるものでやれるのか、まずはやってみよう!!」を基本に、町にあるものでどれだけできるのかからスタートするようにしています。

徳島県板野郡 P 74

居住支援部会を設置し、相談支援事業者、行政、福祉事業者、不動産業者、賃貸保証事業者が住宅確保の問題等を検討しながら、顔の見える関係づくりができました。資源＝予算や建物、システムではなく、ネットワークが資源になっています。

新潟県柏崎刈羽地域 P 52

活動期限を1期2年と設定。1年目は課題共有、2年目は具体的活動成果を出すことを目標にして、構成員のモチベーションを維持。ワーキングの下にテーマ別チームを設定し、柔軟で機動的な動きに。

活動期限内に具体的活動成果を出すため、スケジュールの一覧表を作成し、進捗状況を確認しながら作業を進めています。

都道府県からの推薦事例一覧 P 86

全国各地から63の事例が集まりました！一覧でご紹介します！！

2-4 ひとつのマチだけでは難しいので、近隣のマチとも手をつなぎたいのですが、協力関係がうまく作れません。

徳島県板野郡 P 7 4

板野郡5町の広域設置。幹事町の負担が増えないように、各町と相談支援事業所が官民協働で運営しています。5町に共通する課題だけを検討するのではなく、1つの町の個別課題を5町全体で検討し、解決策を自分の町で応用していく。その丁寧な積み重ねが、互いの町の相互理解を深め、行政の積極性や5町協働につながっているのではと考えています。

2-5 個別支援会議で、いつも移動支援のことが課題として残ります。

新潟市 P 4 6

地域単位の連絡調整会議で移動支援の課題が共通して提起されたため、移動支援部会を設置。部会として検討内容を最終報告としてまとめ市に提案し、市として移動支援事業の制度見直しを行いました。

2-6 協議会としては活発に動いていますが、住民には届いていない気がします…。

那須塩原市 P 3 4

平成22年度から「自立支援協議会だより」を年3回作成し、回覧板で回しています。

岡山県倉敷地域 P 6 6

活動内容を形に残すようにして、市民へ情報発信を心掛けています。

「倉敷地域自立支援協議会ホームページ」を開設しています。

2-7 障害福祉計画への反映や障害者施策推進委員会との役割の違いが整理できません。

那須塩原市

P 34

障害福祉計画は理念目標。具体的な達成目標は自立支援協議会の報告書と考えています。今のところ、委員は同一メンバーですが、今後の課題となっています。

三重県鳥羽市

P 60

自立支援協議会専門部会で議論した案が市の障害者施策推進委員会へ提案される仕組みを作りました。専門部会メンバーが委員会へオブザーバー参加し、協議会全体としての提案や思いを、より伝わりやすくしています。